



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 選挙管理委員会事項

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 1
- 参議院沖縄県選挙区選出議員選挙の選挙長及び選挙長職務代理者の選任…………… 2
- 参議院比例代表選出議員選挙の選挙分会長及び選挙分会長職務代理者の選任…………… 2
- 参議院議員通常選挙の竹富町の投票期日…………… 2
- 参議院沖縄県選挙区選出議員選挙の政見放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所…………… 3
- 参議院沖縄県選挙区選出議員選挙の選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所…………… 3
- 参議院比例代表選出議員選挙の選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所…………… 3
- 参議院沖縄県選挙区選出議員選挙の投票用紙の色…………… 3
- 参議院比例代表選出議員選挙の投票用紙の色…………… 3
- 参議院沖縄県選挙区選出議員選挙の選挙運動費用支出制限額…………… 4
- 参議院沖縄県選挙区選出議員選挙におけるポスターを掲示することができる日…………… 4
- 参議院沖縄県選挙区選出議員選挙の選挙会の日時及び場所…………… 4
- 参議院比例代表選出議員選挙の選挙分会の日時及び場所…………… 4
- 参議院比例代表選出議員選挙の名簿届出政党等の名称及び略称等の掲載順序を定めるくじを行う  
日時及び場所…………… 4
- 参議院沖縄県選挙区選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所…………… 4
- 参議院沖縄県選挙区選出議員選挙の選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所…………… 5
- 参議院比例代表選出議員選挙の選挙分会長の事務を行う場所…………… 5
- 参議院比例代表選出議員選挙の選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所…………… 5

## 選挙管理委員会事項

### 沖縄県選挙管理委員会告示第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

なお、平成28年沖縄県選挙管理委員会告示第21号は、廃止する。

平成28年 6月22日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,040
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 244,000

3 県の議会の議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名称	3分の1の数
名護市選挙区	16,341
うるま市選挙区	32,081
沖縄市選挙区	36,340
宜野湾市選挙区	25,426
浦添市選挙区	29,524
那覇市・南部離島選挙区	90,308
豊見城市選挙区	15,957
島尻・南城市選挙区	33,775
糸満市選挙区	15,703
宮古島市選挙区	14,904
石垣市選挙区	14,396
国頭郡選挙区	18,615
中頭郡選挙区	40,633

沖縄県選挙管理委員会告示第23号

平成28年7月10日執行の参議院沖縄県選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、選挙長及び選挙長職務代理者を次のとおり選任した。

平成28年6月22日

沖縄県選挙管理委員会  
委員長 当 山 尚 幸

種別	氏名	住所
選挙長	当山尚幸	那覇市楚辺3丁目4番17号
選挙長職務代理者	龍野博基	北谷町字宮城1番地713

沖縄県選挙管理委員会告示第24号

平成28年7月10日執行の参議院比例代表選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、選挙分会長及び選挙分会長職務代理者を次のとおり選任した。

平成28年6月22日

沖縄県選挙管理委員会  
委員長 当 山 尚 幸

種別	氏名	住所
選挙分会長	当山尚幸	那覇市楚辺3丁目4番17号
選挙分会長職務代理者	高江洲義直	那覇市字国場1167番地8アルフコートハイム302

沖縄県選挙管理委員会告示第25号

平成28年7月10日執行の参議院議員通常選挙における一般投票日によらない竹富町の全投票区の投票期日を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第56条の規定により、次のとおり定める。

平成28年6月22日

沖縄県選挙管理委員会  
委員長 当 山 尚 幸

全投票区 平成28年7月9日

---

**沖縄県選挙管理委員会告示第26号**

平成28年7月10日執行の参議院沖縄県選挙区選出議員選挙における政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）による政見放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成28年 6月22日

沖縄県選挙管理委員会  
委員長 当 山 尚 幸

- 1 日時 平成28年 6月22日 午後 6時
- 2 場所 那覇市泉崎 1丁目 2番 2号 沖縄県選挙管理委員会室

---

**沖縄県選挙管理委員会告示第27号**

平成28年7月10日執行の参議院沖縄県選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第5項の規定による選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成28年 6月22日

沖縄県選挙管理委員会  
委員長 当 山 尚 幸

- 1 日時 平成28年 6月23日 午後 5時30分
- 2 場所 那覇市泉崎 1丁目 2番 2号 沖縄県選挙管理委員会室

---

**沖縄県選挙管理委員会告示第28号**

平成28年7月10日執行の参議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第5項の規定による選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成28年 6月22日

沖縄県選挙管理委員会  
委員長 当 山 尚 幸

- 1 日時 平成28年 6月26日 午後 5時
- 2 場所 那覇市泉崎 1丁目 2番 2号 沖縄県選挙管理委員会室

---

**沖縄県選挙管理委員会告示第29号**

平成28年7月10日執行の参議院沖縄県選挙区選出議員選挙における投票用紙の色を次のとおり定める。

平成28年 6月22日

沖縄県選挙管理委員会  
委員長 当 山 尚 幸

用紙の色 薄い黄色  
印刷の文字の色 黒色

---

**沖縄県選挙管理委員会告示第30号**

平成28年7月10日執行の参議院比例代表選出議員選挙における投票用紙の色を次のとおり定める。

平成28年 6月22日

沖縄県選挙管理委員会  
委員長 当 山 尚 幸

用紙の色 白色  
印刷の文字の色 赤色

---

**沖縄県選挙管理委員会告示第31号**

平成28年 7 月10日執行の参議院沖縄県選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第 1 項の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成28年 6 月22日

沖縄県選挙管理委員会  
委員長 当 山 尚 幸

制限額 候補者 1 人につき 38,676,000円

---

**沖縄県選挙管理委員会告示第32号**

平成28年 7 月10日執行の参議院沖縄県選挙区選出議員選挙において、公職の候補者がポスター掲示場にポスターを掲示することができる日は、次のとおりである。

平成28年 6 月22日

沖縄県選挙管理委員会  
委員長 当 山 尚 幸

ポスターを掲示することができる日 平成28年 6 月22日

---

**沖縄県選挙管理委員会告示第33号**

平成28年 7 月10日執行の参議院沖縄県選挙区選出議員選挙における選挙会の日時及び場所は、次のとおりである。

平成28年 6 月22日

沖縄県選挙管理委員会  
委員長 当 山 尚 幸

- 1 日時 平成28年 7 月13日 午前 9 時30分
  - 2 場所 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県庁舎 7 階第 4 会議室
- 

**沖縄県選挙管理委員会告示第34号**

平成28年 7 月10日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の日時及び場所は、次のとおりである。

平成28年 6 月22日

沖縄県選挙管理委員会  
委員長 当 山 尚 幸

- 1 日時 平成28年 7 月13日 午前10時
  - 2 場所 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県庁舎 7 階第 4 会議室
- 

**沖縄県選挙管理委員会告示第35号**

平成28年 7 月10日執行の参議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第 2 項の規定による投票記載所の名簿届出政党等の名称及び略称等の掲示の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成28年 6 月22日

沖縄県選挙管理委員会  
委員長 当 山 尚 幸

- 1 日時 平成28年 6 月22日 午後 5 時30分
  - 2 場所 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県選挙管理委員会室
- 

**参議院沖縄県選挙区選出議員選挙選挙長告示第 1 号**

平成28年7月10日執行の参議院沖縄県選挙区選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成28年6月22日

参議院沖縄県選挙区選出議員選挙  
選挙長 当 山 尚 幸

平成28年6月22日午前10時まで 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁舎12階第1・第2会議室

平成28年6月22日午前10時以降 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県選挙管理委員会室

---

#### 参議院沖縄県選挙区選出議員選挙選挙長告示第2号

平成28年7月10日執行の参議院沖縄県選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により、選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成28年6月22日

参議院沖縄県選挙区選出議員選挙  
選挙長 当 山 尚 幸

- 1 日時 平成28年7月7日 午後5時30分
- 2 場所 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県選挙管理委員会室

---

#### 参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長告示第1号

平成28年7月10日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成28年6月22日

参議院比例代表選出議員選挙  
選挙分会長 当 山 尚 幸

平成28年6月22日午前10時まで 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁舎12階第1・第2会議室

平成28年6月22日午前10時以降 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県選挙管理委員会室

---

#### 参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長告示第2号

平成28年7月10日執行の参議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により、選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成28年6月22日

参議院比例代表選出議員選挙  
選挙分会長 当 山 尚 幸

- 1 日時 平成28年7月7日 午後6時
- 2 場所 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県選挙管理委員会室

発 行 所  
沖 縄 県 総 務 部  
総務私学課  
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 文進印刷株式会社  
〒901-0306 糸満市西崎町五丁目10番地の14